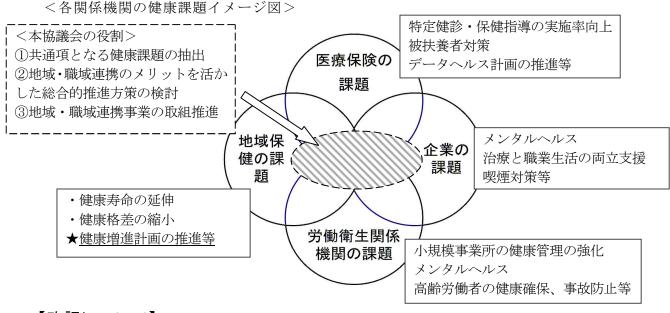
「兵庫県健康づくり推進実施計画」の改定について 検討のポイント

【本協議会の目的】

地域と職域における保健事業においては、根拠法令が「健康増進法」、「労働安全衛生法」、「健康保険法」で各々、目的、対象、実施主体、事業内容がそれぞれ異なります。

本協議会では、下記の4つの機関の共通項となる健康課題を抽出し、共通の健康課題に対する地域・職域連携のメリットを活かした総合的推進方策を検討し、地域・職域間で連携した取組を進めることを目的としています。



【改訂について】

1. 健康づくり推進実施計画の構成(案)

別添1のとおり、実施計画については、健康づくり推進条例の規定に沿って、 策定した「健康づくり推進プラン(第2次)」にあわせたものとします。

2. 次期健康づくり推進実施計画目標項目(案)

別添2のとおり、現行の実施計画の目標項目の進捗状況等を踏まえ、各分野における現状・課題・施策の取組方針を取りまとめた上で、次期実施計画において設定する目標項目(案)を記載しています。(特に太枠内の働き盛り世代の健康づくりに関連する内容についてご確認ください。)

なお、現行の実施計画の目標項目の進捗状況は、別添3のとおりです。

【ご意見をいただきたいポイント】

各関係団体より、上記の本協議会の目的も踏まえた上で、下記2点について、 ご意見を賜りたいと思います。

- 1「働き盛り世代の健康課題について」
- 2「働き盛り世代の健康づくりに関する評価指標について」